

令和4年4月6日

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）に対する意見募集の結果

総務省においては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）について、令和4年2月9日（水）から令和4年3月10日（木）までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、7件の御意見をいただきました。

1 背景

投票管理者等を選任した場合に行う告示の告示事項の見直しを行うとともに、病院の不在者投票管理者（院長）の職務代理者となる者の要件を緩和する等の改正を行う。

2 意見公募の結果

標題の政令案について、令和4年2月9日（水）から令和4年3月10日（木）までの間、意見の公募を行ったところ、7件の御意見をいただきました。当該御意見に対する考え方については、別紙のとおりです（なお、今回の意見募集対象とは関係しない御意見を2件承っております。）。

3 今後の予定

標題の政令案については、意見公募した案に基づいて定められ、本日公布されたところであり、本日から施行されます。

【連絡先】

自治行政局選挙部選挙課

（担当：調査係 辻下）

電話：03-5253-5568（直通）

FAX：03-5253-5569

E-mail：senkyoka_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。